

矢作川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹線流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内には、我が国の根幹をなす交通網の拠点があり、豊田市に代表される全国屈指の製造業地域が広がる
- ・ 流域の地質、年間降水量

（流域の自然環境）

- ・ 源流にはムカシトンボが生息、山付きの溪流環境にはハコネサンショウウオ等が生息
- ・ 中流域に連続する瀬や淵には、アユ、カワヨシノボリ等が生息
- ・ 下流域は白い砂礫河原が広がり、砂礫地で繁殖するコアジサシ等が生息
- ・ 矢作古川では、自然のままの河畔林やカワアナゴ等の生息する汽水域が存在
- ・ 河口部の干潟はシギ、チドリ類の鳥類の重要な中継地

（水害の歴史と治水事業の沿革）

- ・ 1605年、徳川家康の命により、下流部の洪積台地を開削し、現在の矢作川本川の川筋が概ね形成
- ・ 昭和7年7月の洪水を契機として、昭和8年から直轄事業に着手
（岩津地点 計画高水流量 3,400m³/s）
- ・ 昭和34年9月洪水及び昭和36年6月洪水を契機に、昭和38年には流量改定を含めた計画を決定
（岩津地点 基本高水流量 4,700m³/s、計画高水流量 3,900m³/s）

- ・ 昭和 41 年には一級河川の指定を受け、工事实施基本計画を策定
- ・ 昭和 41 年に本体工事に着手した矢作ダムが昭和 46 年に完成
- ・ 昭和 34 年 9 月伊勢湾台風を契機に伊勢湾等高潮対策事業を実施
- ・ 昭和 44 年 8 月洪水、昭和 46 年 8 月洪水、昭和 47 年 7 月洪水等の相次ぐ出水等に鑑み、昭和 49 年に工事实施基本計画を改定
(岩津地点 基本高水流量 8,100m³/s、計画高水流量 6,400m³/s)
- ・ 昭和 30 年代から行われた砂利採取等の影響により河床が低下したため、柳枝工による護岸等が施工されてきたが、低水護岸の基礎が洗掘されるなど河川管理施設等に影響により砂利採取は昭和 63 年度に終了
- ・ 平成 12 年 9 月の東海(恵南)豪雨は、既往最大流量を記録し、中流部の豊田市を中心に甚大な被害が発生、上流部では流木による災害が顕著

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として明治用水等により約 20,000ha 余りの農地でかんがいを利用、上水道用水は 6 市 5 町で、工業用水は 12 市 6 町で利用
- ・ 近年では、平成 6 年の大渇水等、しばしば深刻な水不足が発生

(水質)

- ・ 水質については昭和 50 年代前半までは、窯業用の珪砂、山砂利等の採取等で悪化していたが、排水規制や下水道整備等により改善
- ・ 近年は、本川の環境基準点における BOD75%値はいずれの地点においても満足

(河川の利用)

- ・ 渓谷部ではアマゴ釣り、上流から中流にかけてはアユ釣り等に利用
- ・ 中下流部の高水敷では公園やグラウンド等が整備され、スポーツ、散策、レクリエーション等に利用、水辺と砂州を利用した「アースワーク」と呼ばれる砂の造形も行われている
- ・ 河口部では、潮干狩りや釣り等に盛んに利用され、ボードセイリング等の水面利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア . 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 流域内の洪水調節施設により洪水調節を実施、その際、既存施設の有効活用を図るとともに、洪水調節施設を整備
- ・ 矢作川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築、狭窄部の開削を含む河道掘削等により河積を増大、堤防が河床砂礫で構成されていることに起因する堤防漏水等に対応するため漏水対策や堤防強化を図り、河床低下による河岸崩壊を防止するため護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 下流部の掘削にあたっては、掘削に伴う塩水遡上状況をモニタリングし結果を反映
- ・ 河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、堤防の防護、河道の維持、河岸の良好な河川環境等に配慮
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の機能を確保するため、施設管理の高度化、効率化
- ・ 洪水調節施設については堆砂対策を行い貯水機能の維持を図る
- ・ 内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握

し適切な運用

- ・ 河道内樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、計画的な伐採等適正な管理を実施
- ・ 地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策等を講じる
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制及び警戒避難体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・ 本川及び支川の整備にあたっては、下流の岡崎市等において人口・資産が特に集積していることから、狭窄部の開削を含む中上流部の整備を進めるなど、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持）

- ・ 新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備、水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・ 矢作川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

（動植物の生息地、生育地の保全）

- ・ 砂州が卓越する河川としての特徴を踏まえ、多様な動植物の生息・生

育環境の保全に努める

- ・ アユ等の遡下性魚類について縦断的な生息環境の確保
- ・ 中下流域においてはコアジサシ等の繁殖地となる砂州(砂礫地)等の保全に努める
- ・ 中流部の連続した瀬・淵環境は、アユ等の生息場、産卵場として機能していることから保全に努める
- ・ 下流部では、コチドリ、マシジミ等の生息環境として機能する砂礫地・砂礫底の保全を図る
- ・ 河口部においては、オオヨシキリ等の繁殖地となるヨシ原等の湿地環境、カモ類・カモメ類の集団越冬地等となる浅場の保全
- ・ 二枚貝類が生息し三河湾の水質浄化にも寄与している干潟の保全

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 平野部の砂州等の特徴的な河川景観の保全
- ・ 渡り鳥の中継地として利用されている河口部干潟の河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 自然環境との調和を図りつつ適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・ 下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質を維持

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

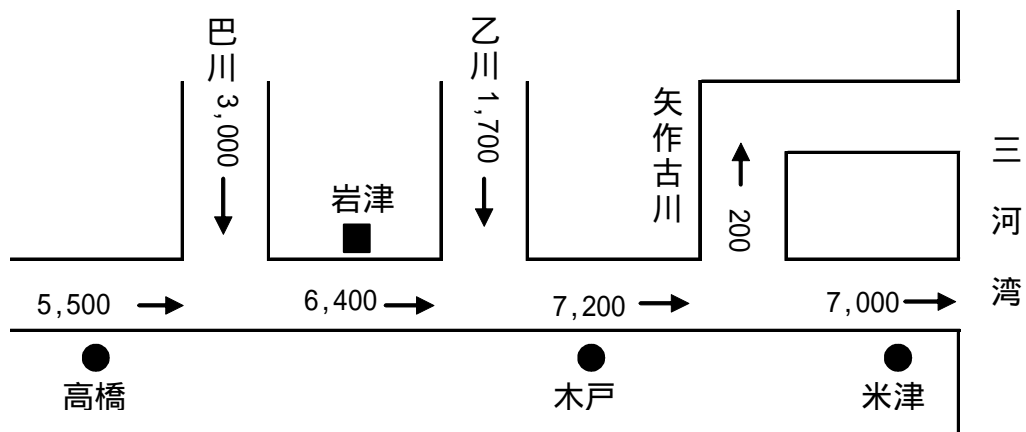
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
矢作川	岩津	8,100	1,700	6,400

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

矢作川計画高水流量図 (単位: m^3/s)



(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
矢作川	高 橋	42.4	39.93	210
〃	岩 津	31.2	26.69	310
〃	木 戸	15.6	14.19	290
〃	米 津	11.8	10.66	260

T . P . : 東京湾中等潮位

(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 岩津地点：動植物の保護等考慮して概ね $7\text{m}^3/\text{s}$